

# 令和5年 労働災害発生状況

(8月末現在速報)

長野労働局

区分 業種	休業4日以上之死傷災害						死亡災害				
	令和3年	令和4年	令和5年	対前年増減		令和5年 構成比(%)	令和3年	令和4年	令和5年	対前年 増減件数	
				件数	増減率(%)						
製造業	食料品製造業	117	152	101	▲ 51	▲ 33.6	7.4	0	0	0	0
	繊維・繊維製品製造業	1	4	2	▲ 2	▲ 50.0	0.1	0	0	0	0
	木材・木製品製造業	10	22	12	▲ 10	▲ 45.5	0.9	0	0	0	0
	家具・装備品製造業	5	5	5	0	0.0	0.4	0	1	0	▲ 1
	パルプ・紙・紙加工品製造、 印刷製本業	6	9	6	▲ 3	▲ 33.3	0.4	0	0	0	0
	化学工業	12	16	30	14	87.5	2.2	0	0	2	2
	窯業・土石製品製造業	10	15	14	▲ 1	▲ 6.7	1.0	0	0	0	0
	鉄鋼・非鉄金属製造業	12	5	9	4	80.0	0.7	0	0	0	0
	金属製品製造業	27	64	38	▲ 26	▲ 40.6	2.8	0	0	0	0
	一般機械器具製造業	26	33	25	▲ 8	▲ 24.2	1.8	0	0	0	0
	電気機械器具製造業	27	51	37	▲ 14	▲ 27.5	2.7	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業	16	16	15	▲ 1	▲ 6.3	1.1	0	0	0	0
	電気・ガス・水道業	3	4	2	▲ 2	▲ 50.0	0.1	0	0	0	0
	その他の製造業	21	14	20	6	42.9	1.5	1	0	0	0
	小計	293	410	316	▲ 94	▲ 22.9	23.2	1	1	2	1
鉱業	7	2	2	0	0.0	0.1	0	0	0	0	
建設業	土木工事業	55	64	65	1	1.6	4.8	3	2	0	▲ 2
	建築工事業	67	104	86	▲ 18	▲ 17.3	6.3	1	2	1	▲ 1
	内数(木造家屋建築工事業)	21	39	20	▲ 19	▲ 48.7	1.5	0	1	0	▲ 1
	その他の建設業	38	20	22	2	10.0	1.6	0	2	0	▲ 2
	小計	160	188	173	▲ 15	▲ 8.0	12.7	4	6	1	▲ 5
運輸・貨物取扱業	陸上貨物運送事業	113	129	121	▲ 8	▲ 6.2	8.9	4	1	1	0
	内数(道路貨物運送業)	110	127	119	▲ 8	▲ 6.3	8.7	4	1	1	0
	その他の運輸・貨物取扱業	30	32	25	▲ 7	▲ 21.9	1.8	0	0	0	0
	小計	143	161	146	▲ 15	▲ 9.3	10.7	4	1	1	0
林業	32	13	25	12	92.3	1.8	0	0	0	0	
農業・畜産業・水産業	21	28	30	2	7.1	2.2	1	0	2	2	
その他の業種	小売業	144	184	167	▲ 17	▲ 9.2	12.2	0	0	0	0
	社会福祉施設	115	116	143	27	23.3	10.5	0	0	0	0
	旅館業	26	38	45	7	18.4	3.3	1	1	0	▲ 1
	飲食店	35	34	41	7	20.6	3.0	0	0	0	0
	ゴルフ場の事業	10	11	12	1	9.1	0.9	0	0	0	0
	ビルメンテナンス業	30	44	29	▲ 15	▲ 34.1	2.1	0	0	1	1
	警備業	10	14	12	▲ 2	▲ 14.3	0.9	0	0	0	0
	その他	198	194	223	29	14.9	16.3	0	3	0	▲ 3
	小計	568	635	672	37	5.8	49.3	1	4	1	▲ 3
合計	1,224	1,437	1,364	▲ 73	▲ 5.1	100.0	11	12	7	▲ 5	

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めた令和5年の合計は1,912人、令和4年は1,712人、令和3年は1,378人。

令和5年 業種、事故の型別 労働災害発生状況 (8月末現在速報)

長野労働局

事故の型 業種	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	215	431	70	63	10	58	141	86	1	0	39	3	2	0	0	1	60	0	167	12	5	1,364
(構成比)	15.8%	31.6%	5.1%	4.6%	0.7%	4.3%	10.3%	6.3%	0.1%	0.0%	2.9%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	4.4%	0.0%	12.2%	0.9%	0.4%	100.0%
前年発生状況(全産業)	215	492	59	53	16	64	196	86	2	0	21	11	1	0	0	1	56	0	156	8	0	1,437
対前年増減(全産業)	0	▲61	11	10	▲6	▲6	▲55	0	▲1	0	18	▲8	1	0	0	0	4	0	11	4	5	▲73
製造業	35	81	16	16	1	10	73	26	0	0	14	3	1	0	0	1	2	0	35	1	1	316
鉱業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
建設業	53	19	6	18	5	9	24	15	0	0	1	0	1	0	0	0	5	0	14	1	2	173
運輸・貨物取扱業	35	40	12	7	2	5	8	3	0	0	2	0	0	0	0	0	14	0	18	0	0	146
林業	3	1	1	3	0	8	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	25
農業・畜産業・水産業	10	5	1	2	0	0	4	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	30
その他	77	285	34	17	2	26	30	35	0	0	20	0	0	0	0	0	39	0	96	9	2	672

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めた令和5年の合計は1,912人、令和4年は1,712人、令和3年は1,378人。

令和5年

業種、起因物別 労働災害発生状況（8月末現在速報）

長野労働局

起因物 業種	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設機械等	金属加工用機械	一般動力機械	車両系木材伐出機械等	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・窯等	電気設備	人力機械工具等	用具	その他の装置、設備	仮設物、建築物、構築物等	危険物、有害物等	材料	荷	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能	計
全産業	0	4	28	20	22	54	1	19	107	67	1	0	5	3	3	75	116	32	373	5	64	54	171	31	101	8	1,364
(構成比)	0.0%	0.3%	2.1%	1.5%	1.6%	4.0%	0.1%	1.4%	7.8%	4.9%	0.1%	0.0%	0.4%	0.2%	0.2%	5.5%	8.5%	2.3%	27.3%	0.4%	4.7%	4.0%	12.5%	2.3%	7.4%	0.6%	100.0%
前年発生状況(全産業)	0	6	32	23	29	99	1	17	123	63	0	0	3	2	1	67	107	22	352	15	52	58	232	27	104	2	1437
対前年増減(全産業)	0	▲ 2	▲ 4	▲ 3	▲ 7	▲ 45	0	2	▲ 16	4	1	0	2	1	2	8	9	10	21	▲ 10	12	▲ 4	▲ 61	4	▲ 3	6	▲ 73
製造業	0	4	9	2	16	34	0	7	24	2	1	0	4	2	1	16	31	11	71	3	29	16	16	1	15	1	316
鉱業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
建設業	0	0	6	12	5	4	0	9	17	6	0	0	0	0	1	8	19	0	38	0	16	6	17	1	5	3	173
運輸・貨物取扱業	0	0	1	0	0	0	0	1	43	12	0	0	0	0	0	6	14	1	24	0	2	7	22	1	12	0	146
林業	0	0	4	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	3	0	12	0	0	0	25
農業・畜産業・水産業	0	0	1	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4	6	0	8	0	1	0	4	0	1	0	30
その他	0	0	7	4	1	12	0	2	21	47	0	0	1	1	1	41	43	20	231	2	13	25	100	28	68	4	672

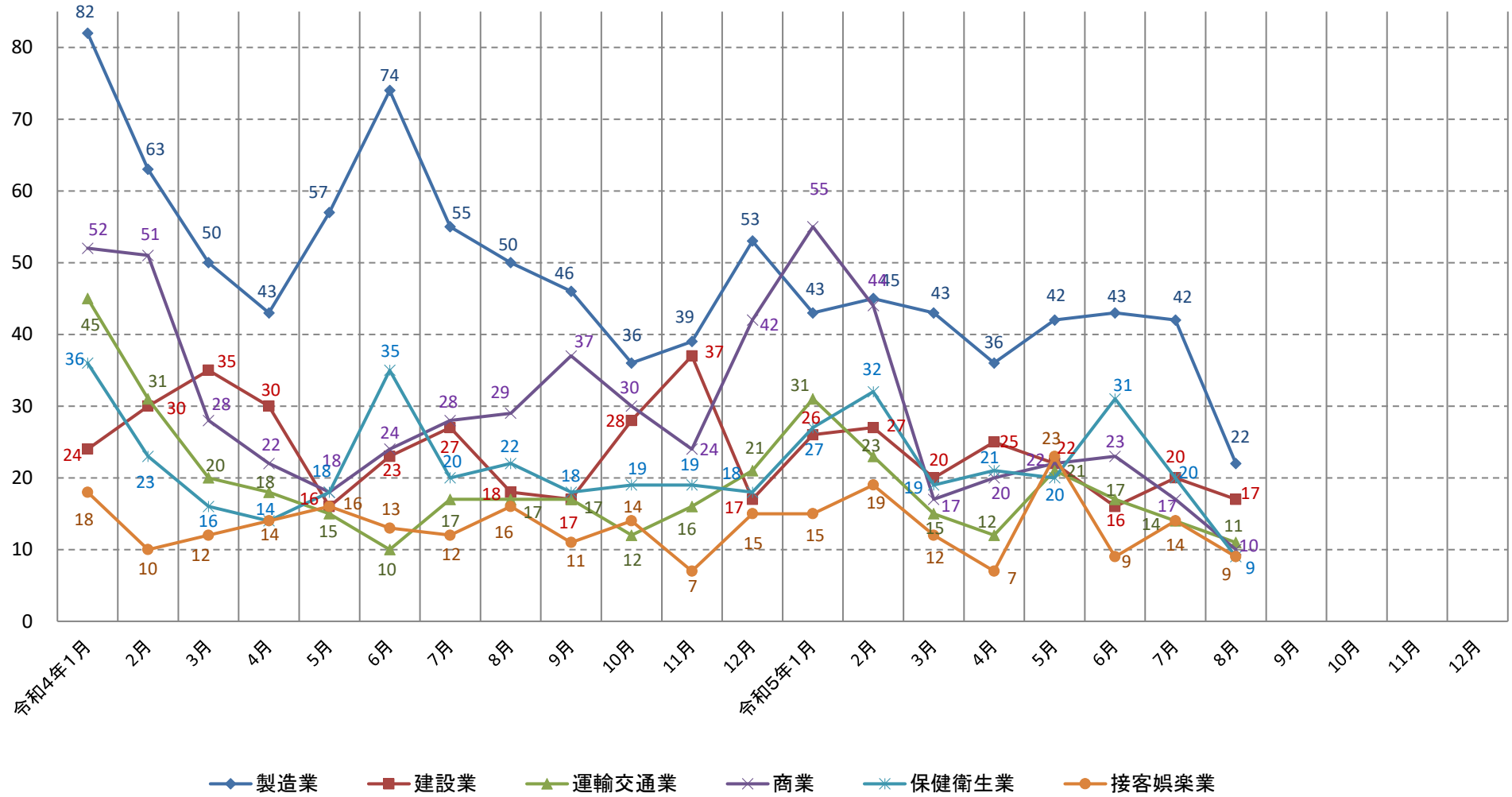
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めた令和5年の合計は1,912人、令和4年は1,712人、令和3年は1,378人。

## 令和5年における死亡災害事例

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	3月	プラスチック製品製造業	はさまれ、巻き込まれ その他の一般動力機械	被災者は、自動機械の機械可動範囲(上下に稼働する)内に身体を入れたところ、上昇した可動部分と当該機械のフレーム部分に上半身がはさまれた。 ※災害時の作業内容は不明。
2	3月	農業	はさまれ、巻き込まれ 整地・運搬・積込み用機械	被災者は、ドラグショベルで木材チップをすくい上げ、アームを上げたまま、近接して、不整地運搬車を運転し後退させたところ、ドラグショベルのバケットと不整地運搬車の運転席フレームとの間に身体の一部をはさまれた。
3	3月	その他の建築工事業	飛来、落下 エレベーター、リフト	被災者は、建物の改装工事現場で、小荷物昇降機の撤去作業をしていたところ、上部から当該昇降機の重り(カウンターウエート)が落下し、当該昇降機の搬器と重りの間に体をはさまれた。
4	5月	一般貨物自動車運送業	交通事故(道路) トラック	高速道路において、貨物自動車を運転していた被災者は、追越車線側のトンネル入口部分に衝突し、死亡した。
5	7月	農業	高温・低温の物との接触 高温・低温環境	被災者は、一人で朝方から刈払機を用いて水田の畦道の草刈りをしていたところ、12時30分頃畦道で倒れているのを発見され、その後、搬送先の病院で死亡が確認された。死因は熱中症によるもの。
6	7月	ビルメンテナンス業	墜落、転落 その他の設備、装置	被災者1名で空調設備の保守点検作業をしていたところ、足を踏み外し、設備架台から約1.5メートル墜落した。 作業時、被災者は保護帽(ヘルメット)未着用であった。また、脚立等安全に昇降するための設備を設けていなかった。
7	8月	製造業	転倒 フォークリフト	被災者がフォークリフトを運転していたところ、後輪が側溝に脱輪し、フォークリフトが横転した。その際、被災者は機体から投げ出され、横転したフォークリフトのヘッドガードと地面の間に頭部がはさまれた。

# 「業種別・月別」労働災害発生状況

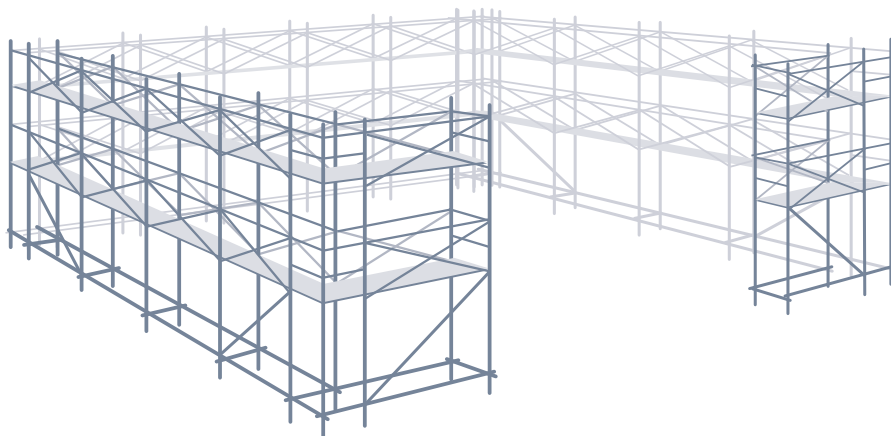
人



注：令和5年は、令和5年8月末速報値。新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。

# 足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

## 改正のあらまし

### 1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

### 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

### 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所<sup>\*</sup>において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

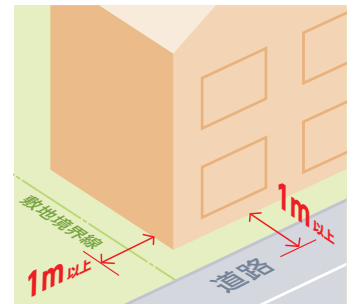
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

<sup>\*</sup>足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

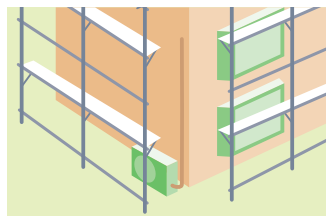
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

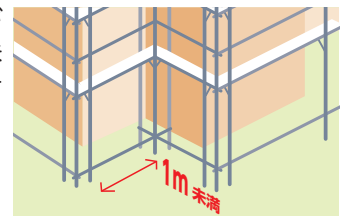


### ● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

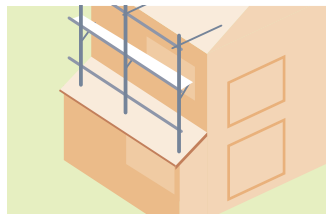
- ・ 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



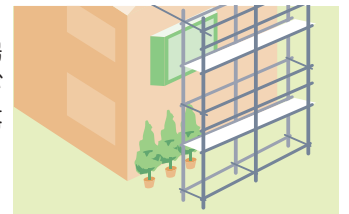
- ・ 建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



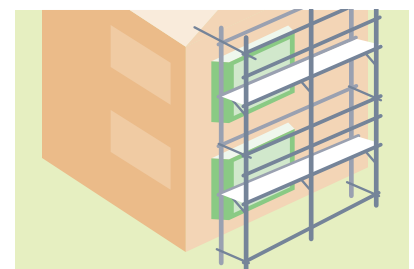
- ・ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔<sup>\*</sup>が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



<sup>\*</sup>足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

## 2

### 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、  
第 655 条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

#### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

#### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## 3

### 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。



# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

## ● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。



[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号：03 (5253) 8111 (内線 24813 / 24816)

# トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

## 改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



## ● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

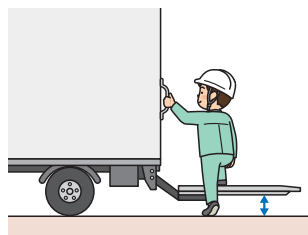
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

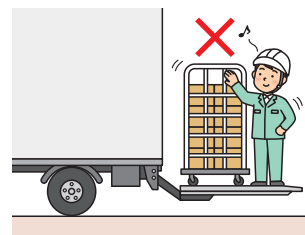
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

### 【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

## ● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

## 2

## テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1  
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作<sup>\*</sup>の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストストップパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

## 【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの方法 ⇒ 1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの方法 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

## 3

## 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1  
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

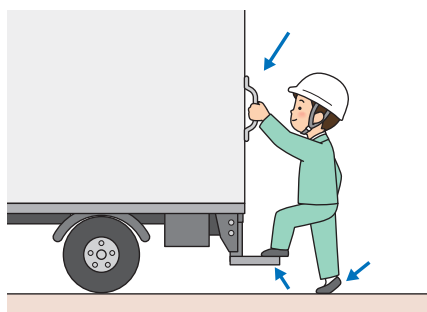
## 昇降設備の留意事項について



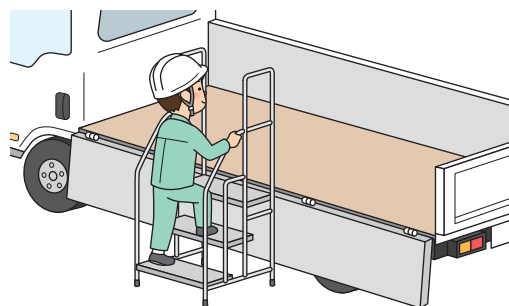
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



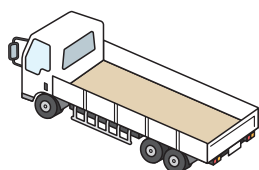
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

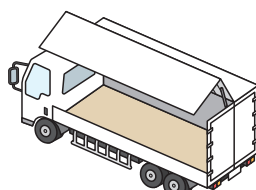
## 新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

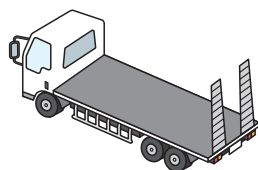


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

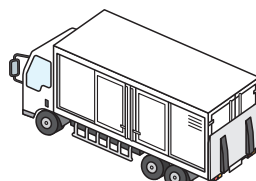


ウイング車



建機運搬車

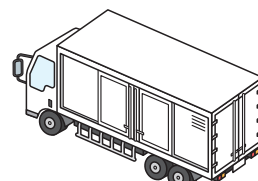
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。



## テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

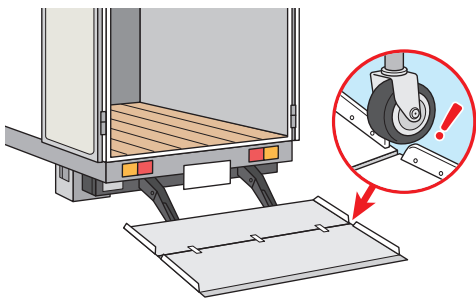


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

## その他、気をつけていただきたい事

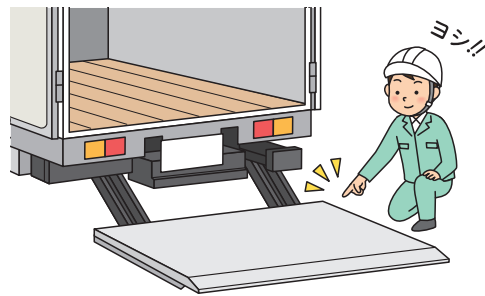
### 【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

### 【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



#### 【点検項目の例】

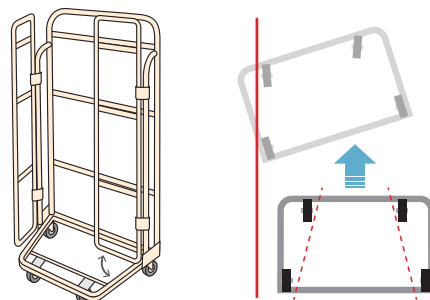
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

### 【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

### 【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。  
法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

## 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

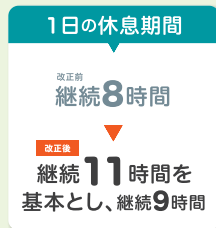
## 交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

## ●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

## ●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶  
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

### ■労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

労基署 所在案内 検索



# 長野県における第14次労働災害防止推進計画（概要）

～誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現するために～

1日も早く労災による死亡者を、悲しみをゼロにし、働く人一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、本計画を策定

## 重点事項ごとの具体的取組

計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（※【 】で記載）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認等しつつ計画を推進

### 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ①安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
- ②災害情報の分析機能の強化や分析結果の効果的な周知
- ③労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

### 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ①STOP！転倒災害プロジェクトの展開等【転倒災害防止対策実施事業場割合 30%以上増】  
（対象業種）小売業、社会福祉施設、飲食店、旅館業、ビルメンテナンス業、食料品製造業
- ②非正規雇用労働者を含む全ての労働者について、2024年4月施行の改正労働安全衛生規則に対応した雇入時や作業内容変更時の事業者による安全衛生教育を徹底
- ③介護作業等のノーリフトケア導入推進【導入施設 50施設以上増】
- ④冬季特有の労働災害防止対策の推進【対策実施事業場割合 10%以上増】

[アウトカム]

- 増加が見込まれる60歳以上の転倒の死傷年千人率 増加に歯止め
- 転倒による平均休業見込日数 35日以下
- 増加が見込まれる社会福祉施設の死傷者数 前期5か年比+140人以内に抑制

### 3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進【ガイドラインの認知度と取組状況を向上】

[アウトカム]

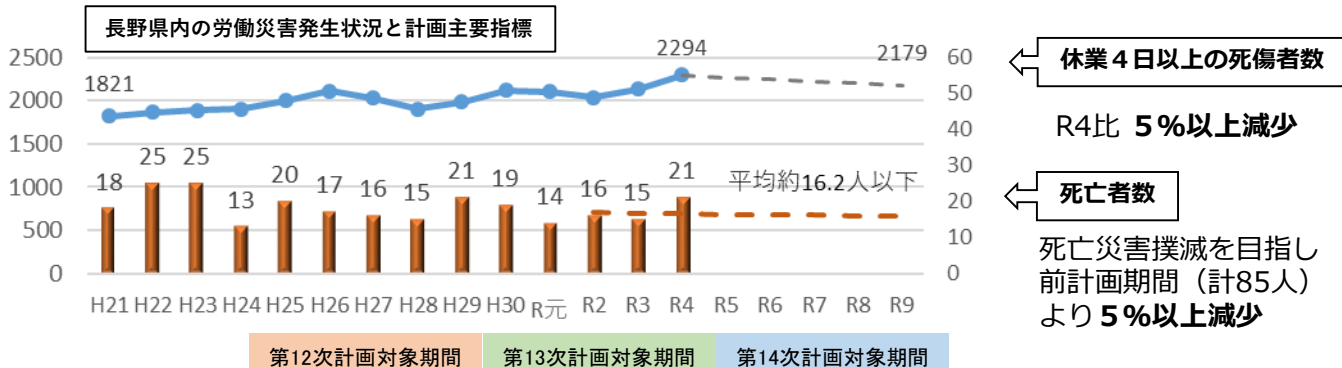
- 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率 増加に歯止め

### 4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

- ①テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインに基づく取組を推進
- ②外国人労働者に対し母国語マニュアル等による安全衛生教育や健康管理を推進  
【母国語教材や視聴覚教材などで安全衛生教育を行う事業場割合 10%以上増加】
- ③労働者ではない働く者について法令に基づく安全衛生対策を徹底
- ④障害者の障害の種類や程度に応じた安全衛生対策を推進

[アウトカム]

- 外国人労働者の死傷年千人率 10%以上減少





## 5 業種別の労働災害防止対策の推進

- ①陸上貨物運送事業対策（墜落・転落を重点とし、荷役作業時の5大災害防止をはじめ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）【荷主、配送先、元請事業者等による関係措置の実施割合 10%以上増 等】
- ②建設業対策（労使による基本的安全措置の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【工事計画・設計段階での実施事業場割合 10%以上増 等】
- ③製造業対策（労使による動力機械の災害防止3原則の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【実施事業場割合 10%以上増】
- ④林業対策（長野局伐木作業チェックリスト等活用し、伐木等作業の安全ガイドラインの措置を推進）【裂け上がり防止措置 実施事業場割合 30%以上増】
- ⑤その他の業種対策（飲食店、旅館業、スキー場、農業、ビルメンテナンス業等）

[アウトカム]



■陸上貨物運送事業 死傷者数 5%以上減少  
■建設業 死亡者数 前期5カ年比15%以上減少  
■製造業 動力機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害 5%以上減少  
■林業 死亡者数 0人

## 6 労働者の健康確保対策の推進

- ①メンタルヘルス対策（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）  
【50人未満事業場 対策に取り組む割合<sup>注1</sup> 10%以上増加】  
【50人以上事業場 対策に積極的な割合<sup>注2</sup> 5%以上増加】
- ②過重労働対策  
・健康診断後の医師からの意見聴取実施の徹底  
・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善
- ③産業保健活動の推進（THP指針、治療と仕事の両立支援を含む）  
・長野産業保健総合支援センター活用促進【センターの認知度 90%以上】

[アウトカム]



■勤務問題の悩みが相談できていると感じる人の割合 増加 等

## 7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ①化学物質対策（リスクアセスメントに基づく措置）【実施事業場割合 20%以上増加】
- ②石綿、粉じん対策  
・石綿事前調査の適切な実施を徹底するため、店社や現場への立入強化  
・第10次粉じん障害防止対策の推進（呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等）
- ③熱中症、騒音対策【暑さ指数把握の建設業の事業場割合 増加】  
・熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進
- ④電離放射線対策（改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）

[アウトカム]



■化学物質災害 前期5か年比 5%以上減  
■増加が見込まれる熱中症死傷者数の増加数 前期5か年増加数より抑える

※石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することを重点としたところ、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

(注1,2) 注1については以下の①～⑧のうち1項目以上、注2は以下の①～⑧のうち4項目以上に取り組む事業場を指す（第13次計画までと同じ）。

①衛生委員会等での調査審議、②心の健康づくり計画の策定、③事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、④労働者への教育研修の実施、⑤管理監督者への教育研修の実施、⑥労働者からの相談体制の整備、⑦職場復帰支援体制の整備、⑧ストレスチェックの実施

本リーフレットの  
掲載ページ



厚生労働省

長野労働局

(2023.3)